

広島県都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県都市計画審議会条例（昭和44年広島県条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、広島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 条例第4条第1項の規定による会長の選挙は、単記無記名投票によって行う。ただし、出席した委員（条例第2条第1項各号に掲げる者につき任命された委員。以下同じ。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が召集する。

2 会議の招集は、審議会の開会の日の、少なくとも7日前までに、委員及び議事に関係のある臨時委員に通知して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第4条 次表左欄に掲げる委員又は臨時委員に支障があるときは、それぞれ同表右欄に定める者が代理して会議に出席し、調査審議に加わることができる。

委員及び臨時委員	代 理 者
1 関係行政機関の職員である委員	当該委員が委任する当該機関の職員
2 議事に関係のある臨時委員	当該臨時委員が行政機関又はこれに類する機関の職員につき任命された者である場合は、当該臨時委員が委任する当該機関の職員

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、次の各号に該当する場合は、会議を非公開とすることができる。

(1) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条各号に規定する不開示情報を含む案件を審議するとき

(2) 前号以外に審議会が非公開とする旨を議決したとき

- 2 議長は、前項第1号に該当するとき又は委員から非公開にするための提案があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 会議の傍聴は、知事が所管する附属機関等の会議の公開に関する規則（平成13年広島県規則第75号）の定めによる。
- 4 その他会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(意見の陳述)

第7条 関係市町の職員、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により公聴会を開催した場合の公述人、同法第17条第2項の規定により意見書を提出した者、同法第21条の2の規定により都市計画の決定等の提案を行ったものその他の関係者等（以下「参考人」と総称する。）から審議会にて意見を陳述したい旨の申出があった場合において、会長が議案を審議するうえで特に必要があると認めるときは、会議に諮って意見の陳述を許すことができる。

- 2 会長は、議案を審議するうえで特に必要があると認めるときは、会議に諮って、参考人に対し、審議会に出席して意見を陳述すべきことを依頼することができる。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を調製し、会議の次第を記録する。

- 2 前項の議事録には、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。
- 3 議事録は、原則として公開する。ただし、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条各号のいずれかに該当する事項は、この限りでない。

(部会)

第9条 特別の事項及び専門の事項を調査するため、審議会の議決により、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「部会に属する委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会で調査した事項について、部会長は、審議会に報告する。

(部会長)

第10条 部会に部会長を置き、部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会の招集)

第11条 部会は、会長が招集する。

2 第3条第2項の規定は、前項の招集について準用する。

3 部会は、部会に属する委員等の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会の議長)

第12条 部会長は、部会の会議の議長となる。

(会議の規定の準用)

第13条 第6条及び第8条の規定は、部会について準用する。

(部会の運営)

第14条 前5条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和44年10月11日から施行する。

① 附 則 (平成12年2月15日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

② 附 則 (平成13年10月17日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

③ 附 則 (平成16年3月24日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

④ 附 則 (平成18年2月10日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

⑤ 附 則 (平成26年2月4日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

⑥ 附 則 (平成27年2月9日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。